過去3年間の最大値（H22～H24 ）

番号	項目名	基準値	（最大値） 上水道五十崎（浄水）			3年間の最大値	（最大値） 上水道平岡（浄水）			3年間の最大値	（最大値） 上水道大久喜（浄水）			3年間の最大値	（最大値） 上水道谷・成内（浄水）			3年間の最大値	（最大値） 上水道下宿間（浄水）			3年間の最大値
			H22	H23	H24		H22	H23	H24		H22	H23	H24		H22	H23	H24		H22	H23	H24	
—	色、濁り及び消毒の残留効果		—	–	–	–	—	—	—	—	—	—	–	—	—	—	–	—	—	—	–	—
1	一般細菌	100以下/ML以下であること。	0	0	0	0	6	0	1	6	1	0	2	2	2	0	2	2	1	0	3	3
2	●大腸菌	検出されないこと。	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出
3	カドミウム及びその化合物	0.01㎎／L以下であること。	＜0.001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	＜0.001	<0.0003	<0.0003	＜0.001	＜0.001	<0.0003	<0.0003	＜0.001	＜0.001	<0.0003	<0.0003	＜0.001	＜0.001	<0.0003	<0.0003	<0.001
4	水銀及びその化合物	0.0005㎎／L以下であること。	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005	＜0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01㎎／L以下であること。	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
6	鉛及びその化合物	0.01㎎／L以下であること。	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
7	ヒ素びその化合物	0.01㎎／L以下であること。	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
8	六価クロム化合物	0.05㎎／L以下であること。	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04㎎／L以下であること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01㎎／L以下であること。	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10㎎／L以下であること。	2.3	2.5	2	2.5	0.65	0.39	0.59	0.65	1.3	1.4	1.2	1.4	0.38	0.47	0.43	0.47	1	1.5	1.3	1.5
12	フッ素及びその化合物	0.8㎎／L以下であること。	0.08	0.1	0.11	0.11	0.05	0.08	0.09	0.08	0.08	0.13	0.13	0.13	0.06	0.1	0.09	0.1	0.07	0.14	0.1	0.14
13	★ホウ素及びその化合物	1.0mg／L以下であること。	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06	0.02	0.06	0.06	0.05	0.03	0.06	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.06	0.07	0.05	0.07
14	四塩化炭素	0.002㎎／L以下であること。	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002
15	★1,4-ジオキサン	0.05mg／L以下であること。	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
16	シス-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.02㎎／L以下であること。	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002
17	ジクロロメタン	0.02㎎／L以下であること。	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01㎎／L以下であること。	＜0.001	＜0.001	＜0.0003	＜0.003	＜0.001	＜0.001	＜0.0003	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.0003	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
19	トリクロロエチレン	0.03㎎／L以下であること。	＜0.0003	＜0.0003	＜0.001	＜0.001	＜0.0003	＜0.0003	＜0.001	＜0.001	＜0.0003	＜0.0003	＜0.001	＜0.001	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003
20	ベンゼン	0.01㎎／L以下であること。	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
21	塩素酸	0.6㎎／L以下であること。	＜0.06	0.09	0.08	0.09	＜0.06	＜0.06	＜0.07	0.07	0.08	0.12	0.07	0.12	0.29	8.6	0.27	8.6	0.11	0.07	0.11	0.11
22	★クロロ酢酸	0.02mg／L以下であること。	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002
23	クロロホルム	0.06㎎／L以下であること。	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.003	0.005	0.002	0.005	0.002	＜0.001	＜0.001	＜0.002	0.013	0.055	0.006	0.055	＜0.001	0.002	0.001	0.002
24	★ジクロロ酢酸	0.04mg／L以下であること。	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	0.018	＜0.004	0.018	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004
25	ジブロモクロロメタン	0.1㎎／L以下であること。	0.002	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.002	0.004	0.002	0.003	0.002	0.003	0.004	0.002	0.003	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003
26	★臭素酸	0.01mg／L以下であること。	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.007	0.001	0.007	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
27	総トリハロメタン	0.1㎎／L以下であること。	0.004	0.006	0.006	0.006	0.012	0.014	0.006	0.014	0.007	0.006	0.003	0.007	0.024	0.066	0.014	0.066	0.006	0.008	0.003	0.008
28	★トリクロロ酢酸	0.2mg／L以下であること。	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02
29	ブロモジクロロメタン	0.03㎎／L以下であること。	0.001	0.001	0.002	0.002	0.004	0.005	0.002	0.005	0.003	0.002	0.001	0.003	0.007	0.009	0.005	0.009	0.002	0.001	0.001	0.002
30	ブロモホルム	0.09㎎／L以下であること。	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.001	0.002	0.001	0.002
31	★ホルムアルデヒド	0.08mg／L以下であること。	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	0.033	0.033	0.008	0.033	0.009	＜0.008	＜0.008	0.009	0.009	0.01	0.011	0.011	0.012	＜0.008	＜0.008	0.012
32	亜鉛及びその化合物	1.0㎎／L以下であること。	＜0.01	0.007	0.019	0.019	＜0.005	＜0.005	＜0.012	0.012	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	0.017	0.019	0.019	0.008	0.006	0.006	0.008
33	★アルミニウム及びその化合物	0.2mg／L以下であること。	＜0.02	<0.01	<0.01	＜0.02	＜0.02	<0.01	<0.01	＜0.02	＜0.02	＜0.01	＜0.01	＜0.02	＜0.02	0.02	0.01	0.02	＜0.02	＜0.01	＜0.01	＜0.02
34	鉄及びその化合物	0.3㎎／L以下であること。	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.04	＜0.04	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	0.05	0.03	0.05
35	銅及びその化合物	1.0㎎／L以下であること。	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	0.05	0.01	0.05	0.02	0.01	0.01	0.02
36	ナトリウム及びその化合物	200㎎／L以下であること。	9.6	10	11	11	5.5	5.7	5.5	5.7	6.1	7	5.8	7	5.1	24	4.7	24	6.5	6.9	6.8	6.9
37	マンガン及びその化合物	0.05㎎／L以下であること。	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
38	塩化物イオン	200㎎／L以下であること。	16.7	19.5	13.2	19.5	10.3	8.9	7.4	10.3	9.4	9.5	9.4	9.5	5.4	22.6	6	22.6	10	9.3	9.3	10
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300㎎／L以下であること。	94.8	90	93.4	94.8	67.2	59.4	54.8	67.2	75.7	75.7	63.5	75.7	69.4	62	63.1	69.4	71.6	76.5	76.7	76.7
40	蒸発残留物	500㎎／L以下であること。	153	161	160	161	97	97	93	97	122	130	106	130	97	154	97	154	113	133	125	133
41	陰イオン界面活性剤	0.2㎎／L以下であること。	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02
42	●ジェオスミン	0.00001mg／L以下であること。	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001
43	●2-メチルイソボルネオール	0.00001mg／L以下であること。	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001
44	★非イオン界面活性剤	0.02mg／L以下であること。	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
45	フェノール類	0.005㎎／L以下であること。	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005
46	■有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） ◆有機物（全有機炭素（TOC）の量）	10mg／L以下であること。	0.7	0.8	1.1	1.1	1.2	1	0.8	1.2	2.6	1.1	1.1	2.6	0.8	0.7	0.5	0.8	＜0.5	0.6	1.2	0.6
47	ph値	5.8以上8.6以下であること。	6.6～7.0	6.7～7.1	6.6～7.0	6.6～7.1	6.9～7.2	7.0～7.2	6.9～7.2	6.9～7.2	6.7～7.0	6.8～7.2	6.7～7.1	6.7～7.2	7～7.3	7.1～8.1	7.1～7.4	7.0～8.1	6.5～7	6.5～7.3	6.5～6.8	6.5～7.3
48	味	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下であること。	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1
51	濁度	2度以下であること。	＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1	0.1	0.2	＜0.1	0.2	＜0.1	＜0.1	＜0.1	＜0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	＜0.1	0.2	0.1	0.2

過去3年間の最大値（H22～H24 ）

（最大値） 上水道川上（浄水）			3年間の最大値	（最大値） 上水道新田（浄水）			3年間の最大値	五十崎地区の3年間の最大値	番号	項目名	基準値	検査回数（法定）	検査回数の減	検査計画（五十崎）	検査予定（五十崎）	検査計画（平岡）	検査予定（平岡）	検査計画（大久喜）	検査予定（大久喜）	検査計画（谷・成内）	検査予定（谷・成内）	検査計画（下宿間）	検査予定（下宿間）	検査計画（川上）	検査予定（川上）	検査計画（新田）	検査予定（新田）
H22	H23	H24		H22	H23	H24																					
―	－	－	―	―	－	－	―	－	―	色、濁り及び消毒の残留効果																	
―	3	0	3	―	3	0	3	6	1	一般細菌	100以下/ML以下であること。	1回/月	不可	―	1回/月	―	1回/月	―	1回/月	―	1回/月	―	1回/月	―	1回/月	―	1回/月
―	未検出	未検出	未検出	―	未検出	未検出	未検出	未検出	2	●大腸菌	検出されないこと。	1回/月	不可	―	1回/月	―	1回/月	―	1回/月	―	1回/月	―	1回/月	―	1回/月	―	1回/月
―	<0.0003	<0.0003	<0.0003	―	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001	3	カドミウム及びその化合物	0.01mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.00005	<0.00005	<0.00005	―	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	4	水銀及びその化合物	0.0005mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.001	<0.001	<0.001	―	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	5	セレン及びその化合物	0.01mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	0.001	0.001	0.001	―	0.001	0.001	0.001	0.001	6	鉛及びその化合物	0.01mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.001	<0.001	<0.001	―	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	7	ヒ素びその化合物	0.01mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.005	<0.005	<0.005	―	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	8	六価クロム化合物	0.05mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	―	―	―	―	―	―	―	―	9	亜硝酸態窒素	0.04mg／L以下であること。	1回/3月	不可	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月
―	<0.001	<0.001	<0.001	―	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg／L以下であること。	1回/3月	不可	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月
―	1.3	1.3	1.3	―	1.3	0.62	1.3	2.5	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／L以下であること。	1回/3月	可	－	1回/3月	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月
―	0.1	0.07	0.1	―	0.1	0.07	0.1	0.14	12	フッ素及びその化合物	0.8mg／L以下であること。	1回/3月	可	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月
―	0.05	0.02	0.05	―	0.05	0.02	0.05	0.07	13	★ホウ素及びその化合物	1.0mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.0002	<0.0002	<0.0002	―	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	14	四塩化炭素	0.002mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.005	<0.005	<0.005	―	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	15	★1,4-ジオキサン	0.05mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.002	<0.002	<0.002	―	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.02mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.001	<0.001	<0.001	―	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	17	ジクロロメタン	0.02mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.001	<0.001	<0.001	―	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	18	テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.0003	<0.0003	<0.0003	―	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001	19	トリクロロエチレン	0.03mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.001	<0.001	<0.001	―	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	20	ベンゼン	0.01mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	0.11	0.43	0.43	―	0.11	0.31	0.31	8.6	21	塩素酸	0.6mg／L以下であること。	1回/3月	不可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	<0.002	<0.002	<0.002	―	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	22	★クロロ酢酸	0.02mg／L以下であること。	1回/3月	不可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	0.001	0.001	0.001	―	0.001	0.013	0.013	0.055	23	クロロホルム	0.06mg／L以下であること。	1回/3月	不可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	<0.004	<0.004	<0.004	―	<0.004	<0.006	<0.006	0.018	24	★ジクロロ酢酸	0.04mg／L以下であること。	1回/3月	不可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	0.002	0.004	0.004	―	0.002	0.003	0.003	0.004	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg／L以下であること。	1回/3月	不可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	<0.001	<0.001	<0.001	―	<0.001	<0.001	<0.001	0.007	26	★臭素酸	0.01mg／L以下であること。	1回/3月	不可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	0.003	0.018	0.018	―	0.003	0.023	0.023	0.066	27	総トリハロメタン	0.1mg／L以下であること。	1回/3月	不可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	<0.02	<0.02	<0.02	―	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	28	★トリクロロ酢酸	0.2mg／L以下であること。	1回/3月	不可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	0.001	0.006	0.006	―	0.001	0.007	0.007	0.009	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg／L以下であること。	1回/3月	不可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	0.001	0.001	0.001	―	0.001	0.001	0.001	0.002	30	ブロモホルム	0.09mg／L以下であること。	1回/3月	不可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	<0.008	<0.008	< 0.008	―	<0.008	<0.008	0.008	0.033	31	★ホルムアルデヒド	0.08mg／L以下であること。	1回/3月	不可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	0.006	0.03	0.006	―	0.006	0.005	0.006	0.019	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.01	<0.01	<0.01	―	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	33	★アルミニウム及びその化合物	0.2mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	0.03	0.03	0.03	―	0.03	0.03	0.03	0.05	34	鉄及びその化合物	0.3mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	0.01	0.01	0.01	―	0.01	0.01	0.01	0.05	35	銅及びその化合物	1.0mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	6.8	5	6.8	―	6.8	4.5	6.8	24	36	ナトリウム及びその化合物	200mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.005	<0.005	<0.005	―	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	37	マンガン及びその化合物	0.05mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/年
―	9.3	5.7	9.3	―	9.3	6.1	9.3	22.6	38	塩化物イオン	200mg／L以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
―	76.7	67.3	76.7	―	76.7	75.7	76.7	94.8	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg／L以下であること。	1回/3月	可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	125	100	125	―	125	106	125	161	40	蒸発残留物	500mg／L以下であること。	1回/3月	可	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月	―	1回/3月
―	<0.02	<0.02	<0.02	―	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.000001	<0.000001	<0.000001	―	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	42	●ジェオスミン	0.00001mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.000001	<0.000001	<0.000001	―	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	43	●2-メチルイソボルネオール	0.00001mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.005	<0.005	<0.005	―	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	44	★非イオン界面活性剤	0.02mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	<0.0005	<0.0005	<0.0005	―	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	45	フェノール類	0.005mg／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	10分の1	1回/3月
―	1.2	1.2	1.2	―	1.2	0.7	1.2	2.6	46	■有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) ◆有機物(全有機炭素(TOC)の量)	10mg／L以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
―	6.5～6.8	7.2～7.7	7.2～7.7	―	6.5～6.8	7.9～8.0	7.9～8.0	7.1～8.1	47	ph値	5.8以上8.6以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
―	異常なし	異常なし	異常なし	―	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	48	味	異常でないこと。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
―	異常なし	異常なし	異常なし	―	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	49	臭気	異常でないこと。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
―	<1	<1	<1	―	<1	<1	<1	<1	50	色度	5度以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
―	0.1	0.1	0.1	―	0.1	0.1	0.1	0.2	51	濁度	2度以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月